

財形年金預金規定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

財形年金預金(以下、「この預金」といいます。)は、第8条第6項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第6項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
2. (預金契約の成立)

当金庫は、お客さまから当金庫所定の書面によりこの預金の申込書の提出を受け、当金庫が契約締結時の交付書面を交付する等してこれを承諾したときに、この預金に係る契約が成立するものとします。
3. (預入れの方法等)
 - (1) この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
 - (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
 - (3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。
 - (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財形年金預金ご契約の証(以下、「ご契約の証」という。)を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。
4. (預金の種類、とりまとめ継続方法)
 - (1) 支払開始日は、最終預入日の6ヵ月後の応当日から5年後の応当日の属する月の翌月末日までの間の任意の日とし、支払開始日の3ヵ月前の応当日を「年金元金計算日」とします。

また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。
 - (2) 第3条による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。

ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満の場合には、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。
 - (3) 特定日において、預入日(継続をしたときは、その継続日)からの期間が2年を超える期日指定定期預金(本項により継続した期日指定定期預金を含みます。)は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
 - (4) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。
5. (分割、支払方法)
 - (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。

この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と自由金利型定期預金(M型)の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。

 - ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額(ただし、100円単位とします。)を元金として、年金元金計算日から3ヵ月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金(M型)(以下、これらを「定期預金(満期支払口)」)といいますが)を作成します。

ただし、自由金利型定期預金(M型)の預入期間は、1年未満とします。
 - ② 年金計算基本額から本項第1号により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金(以下、これを「定期預金(継続口)」)といいますが)を作成します。
 - ③ 定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
 - (2) 定期預金(継続口)は、満期日に本条第1項に準じて取扱い、以後同様とします。

この場合、本条第1項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。

ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。
 - (3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。
6. (利息)
 - (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① 期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日(継続をしたときは、その継続日)から満期日の前日までの期間に応じ、預入日(継続をしたときは、その継続日)現在における店頭表示の預金利率表記載の次の利率によって、1年複利の方法で計算します。

A. 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合……1年以上の利率

B. 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合……………2年以上の利率

② 自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在における店頭表示の預金利率表記載の自由金利型定期預金（M型）の利率によって計算します。

③ 前2号の利率は、金融情勢の変化により変更することがあります。

この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(2) この預金を第8条第2項により満期日前に解約する場合、および第8条第5項および第6項の規定により解約する場合には、その利息は、次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続したときは、最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、下記期限前解約利率一覧表の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって、1年複利の方法で計算します。

【期限前解約利率一覧表】		
預入期間が	6ヵ月未満の場合	解約日の普通預金利率
預入期間が6ヵ月以上	1年未満の場合	預入時の2年以上の利率×40%
預入期間が1年以上	1年6ヵ月未満の場合	預入時の2年以上の利率×50%
預入期間が1年6ヵ月以上	2年未満の場合	預入時の2年以上の利率×60%
預入期間が2年以上	2年6ヵ月未満の場合	預入時の2年以上の利率×70%
預入期間が2年6ヵ月以上	3年未満の場合	預入時の2年以上の利率×90%

② 自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、下記期限前解約利率一覧表の預入期間に応じた利率によって計算します。

【期限前解約利率一覧表】		
預入期間が	6ヵ月未満の場合	解約日の普通預金利率
預入期間が6ヵ月以上	1年未満の場合	本条第1項2号で定められた利率×50%

(3) この預金の付利単位は、100円とします。

7. (取引の制限等)

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。

預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出するものとします。

この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(3) 本条第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(4) 本条第1項から第3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

8. (預金の解約)

(1) 当金庫の債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき相当な事由があると認めた場合には、この預金は満期日前に解約できません。

(2) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(3) やむをえない事由により、この預金を第5条の支払方法によらず解約する場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印または当金庫所定の印鑑スキャナに押印して、ご契約の証とともに当店へ提出してください。

この場合、期日指定定期預金は、満期日を指定することはできません。

- (4) 第3項の解約手続に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。

この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続を行いません。

- (5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第17条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項および第7条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが明らかになった場合
 - ⑥ 第7条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に亘って解消されない場合
 - ⑦ 前各号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合
- (6) 本条第5項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

- (7) 本条第5項および第6項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、ご契約の証と届出印を持参のうえ、当店に申出てください。

この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

9. (税額の追徴)

第8条によりこの預金を解約する場合には、払出時の利息について非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税として支払われた利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は、預入開始日まで)にわたり遡って所定の税率により計算した税額を追徴します。

ただし、預金者の死亡、重度傷害による払出しの場合を除きます。

10. (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い)

この預金の最終預入日以後に、財形法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

11. (退職時等の支払)

預金者が、最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなった場合には、この預金は、第4条および第5条にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。

この場合は、第8条と同様の手続をとってください。

(1) 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。

(2) 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

12. (最終預入日等の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更する場合には、最終預入日までに、当金庫所定の方法によって当店に申出てください。

ただし、支払開始日を繰上げる場合には、変更後支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は、変更前支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申出てください。

13. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

(1) ご契約の証や印章を失った場合、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに当金庫所定の方法によって当店に届出てください。

(2) 本条第1項の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(3) ご契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、またはご契約の証の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

ご契約の証を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

(4) 本条第1項による届出事項の変更の届出にかかわらず、届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、発信時に効力が生じる旨の定めがあるものを含め、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。

また、これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力に影響をおよぼす事由(補助・保佐・後見の開始等)が生じた場合にも、同様にただちに書面によって届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに書面によって任意後見人の氏名その他の必要な事項を届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にただちに書面によって届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様にただちに書面によって届出てください。

(5) 前4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は、取消しを主張できないものとします。

15. (印鑑照合)

預金払戻請求書、諸届その他の書類または当金庫所定の印鑑スキャナに使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。

なお、預金者は、盗取された契約の証を用いて行われた不正な解約による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

16. (盗取された契約の証を用いた解約による払戻し等)

(1) 預金者は、盗取された契約の証を用いて行われた不正な解約による払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合には、預金者は、当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

① 契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 本条第1項の請求がなされた場合には、当該払戻しが預金者の故意によることを除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを、預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を第15条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であること、および預金者に過失(重過失を除きます。)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、本条第1項にかかる当金庫への通知が、契約の証が盗取された日(契約の証が盗取された日が明らかでないときは、当該払戻しが最初に行われた日とします。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 本条第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを、当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんし

ません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが、預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 契約の証の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、本条第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。

また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が本条第2項の規定にもとづき補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当金庫が本条第2項の規定にもとづき補てんを行った場合には、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、当該払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとしします。

17. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利およびご契約の証は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

18. (契約の証の有効期限)

この規定によりお預りした預金の支払が完了した場合には、ご契約の証は無効となりますので、ただちに当店に返却してください。

19. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 本条第1項により相殺する場合の手続については、次によるものとしします。

① 相殺通知は、書面によるものとしします。

なお、ご契約の証は、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通知と同時に当金庫に提出してください。

② 複数の借入金等の債務(預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの)がある場合には充當の順序方法を指定してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとしします。

また、当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとしします。

③ 本項第2号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。

④ 本項第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとしします。

(3) 本条第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとしします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとしします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとしします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当金庫の定めによるものとしします。

(4) 本条第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとしします。

(5) 本条第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとしします。

ただし、借入金の期限前弁済等について、当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとしします。

20. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上